

令和7年度  
入園のしおり



木島平村

保育園名	所在地	電話番号	82-1515
おひさま保育園	〒389-2302 木島平村大字往郷2995番地1	有線番号	82-8585
		FAX番号	82-1516
		メールアドレス	hoiku@vill.kijimadaira.lg.jp

# 目 次

楽しい園生活を送るにあたって .....	1
保育方針 .....	2
クラス編成 .....	3
行事について .....	3
保育計画と保育時間 .....	3～4
1日の生活の流れ .....	4
保育園の生活に必要なもの .....	5～6
服装について .....	6
連絡について .....	6
登降園について .....	7
給食・食物アレルギーについて .....	7
健康について .....	8
病気について .....	8
感染症について .....	9～10
新型コロナウイルス感染症について.....	11
保育要録の送付について .....	11
ケガについて .....	12
コドモン（保育ICTソフトウェア）について...	12
非常災害等の連絡について .....	12
個人情報の取り扱い・使用の同意書について...	13
子育てに関する相談について .....	13
保育料について .....	13～15
特別保育 .....	15～17
信州やまほいく・ご意見・ご要望について ...	17～18
行事開催時の駐車場について .....	18
意見書・登園届・インフルエンザ治癒報告書・お薬連絡票 用紙	

## 楽しい園生活を送るにあたって

保育園は、家庭生活から離れて保育士や友達とともに生活する集団生活の場です。

新しく集団生活に入られるお子さんは、環境の変化に最初は戸惑ったり、驚いたりすることもたくさんあるでしょう。

しかし、子どもたちはたくさんのお友達と一緒に、様々な遊びや体験をしていく中で、少しずつ園生活に慣れ、そして成長していきます。

保育園での生活がお子さんの楽しい生活の場となりますように、保育園ではご家庭と協力し合っていきたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 保育方針

おひさま保育園は「園児全員に平等に陽があたり、すくすくと育ててほしい」との願いから命名された保育園です。保育園では、子どもたちの持っている可能性の芽を摘むことなく、伸ばしていけるよう、すべての子どものあるがままを受け入れ、職員一同が次の目標に向かって子どもたちに寄り添って参ります。

### 「子どもの主体的な活動としての生活を保障する保育

### 子どもの自発的な活動としての遊びを保障する保育」

保育目標	◎自分で考え進んで行動する子ども ◎楽しく遊ぶ子ども ◎感性豊かな子ども
食育目標	◎食事の大切さを知り、望ましい食習慣を身につけた子ども
人権目標	◎生きる喜びや生命の大切さに気づく子ども ◎約束を守って楽しく生活できる子ども

### 年齢別目標（子どもの姿）

0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりのリズムで生活し、安心して過ごす。</li> <li>保育士との信頼関係を深める。</li> <li>衛生的で安全な環境の中で身体活動や探索活動を十分行い、運動機能や探索意欲を高める。</li> </ul>
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士と信頼関係を築き、安心して過ごす。</li> <li>好きな遊びや探索活動を一人でじっくりと楽しむ。</li> <li>保育士に気持ちや思いを身振りや簡単な言葉で表現しようとする。</li> </ul>
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士との関わりの中で、自分でできることを増やし、身の回りのことを自分でしようとする。</li> <li>興味のあることの模倣をしたり、保育士や友達と一緒に言葉のやり取りを楽しんだりしながら、イメージを共有して遊ぶ。</li> </ul>
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の流れにおおよその見通しを持ち、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。</li> <li>遊びや体験を通して、色々なことに興味・関心を持ったり、自分を表現したりする。</li> </ul>
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な活動に自分を発揮しながら取り組む中で、やり遂げた喜びを味わい自信をもつ。</li> <li>自分がやりたいことを見つけ、夢中になって遊び込む。</li> <li>遊びや生活の中で、友だちと考えを出し合い、工夫しながら挑戦したり、遊びを広げていったりする。</li> </ul>
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊びのなかで、自然や身近な事象に興味や関心を持ち、豊かな心情や知的好奇心、探究心を高める。</li> </ul>

## クラス編成 (令和7年4月1日現在)

クラス名	年齢	区分	生年月日
みどり組	5歳児	年長児(以上児)	H31年4月2日~R2年4月1日
あか組	4歳児	年中児(以上児)	R2年4月2日~R3年4月1日
きいろ組	3歳児	年少児(以上児)	R3年4月2日~R4年4月1日
もも組	2歳児	未満児	R4年4月2日~R5年4月1日
しろ組	1歳児	未満児	R5年4月2日~R6年12月31日
ひよこ組	0~1歳児	未満児	R7年1月1日以降に生まれた 生後6か月以上の乳幼児

※ ひよこ組のお子さんは、月齢等に応じて年度途中で順次『しろ組』へ異動します。

## 行事について

年間計画は、入園式当日にお渡しします。毎月の行事予定および保育内容は、毎月発行する園だよりでお知らせします。ここでは、毎月定例で行うものを紹介します。

- ① 身体測定  
身体、体重を測定し、結果はコドモン(詳細は12ページ)にてお知らせします。
- ② お誕生会  
お誕生月のお子さんをお友達みんなでお祝いします。
- ③ 避難訓練  
もしもの時(火災・地震・不審者等)に備え、避難訓練を行います。

## 保育計画と保育時間

入園式……4月2日(水)10時からおひさま保育園の遊戯室で行います。

※令和7年度入園式後の保護者総会は行わず、後日、書面決議とします。

### 4月の保育時間

#### ★ 新入園児

入園した日から一定の期間(4月3日(木)~9日(水))、慣らし保育を行います。

※慣らし保育とは……お子さんが徐々に保育園生活に慣れていけるよう、段階的に保育時間を延ばしていくことをいいます。

慣らし保育期間中の希望登園(土曜日の保育)は利用できません。希望登園を希望される方は、園長にご相談ください。

慣らし期間中の保育時間	8:30~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 給食が始まります。</li> <li>• お昼寝はありません。</li> </ul>
-------------	------------	---

※令和7年度新入園児と令和6年度入園児(途中入所含む)は、慣らし保育期間中に家庭訪問を行う予定です。

※10日(木)から通常の保育時間となりますので、お昼寝が始まります。

(希望者には延長保育も始まります。)

#### ★ 継続児

4月3日(木)から通常の保育時間となり、希望者には延長保育を行います。

お昼寝用布団と、以上児(きいろ・あか・みどり組)はご飯(米飯)が必要です。

### 通常の保育時間

保育標準時間認定(両親の就労時間がそれぞれ月120時間以上)

月~土曜日……7:30~18:30

保育短時間認定(両親の就労時間がそれぞれ月120時間未満)

月~土曜日……8:30~16:30

### 延長保育時間

詳しくは15ページをご覧ください。  
月~土曜日……7:30~8:30、16:30~19:00



## 休園日（祝日を除く）

- ★ 年末年始休み…12月29日（月）～1月 3日（土）
- ★ 春休み…………… 3月27日（金）～4月 1日（水）（予定）

## 希望登園日

- ★ 全ての土曜日を希望保育として申込制（利用月の前月20日締切）による保育を実施しています。
- ★ 正午以降も利用される場合は、全員おかず入りのお弁当が必要となります。
- ★ 以上児は水またはお茶入りの水筒もお持ちください。  
※未満児は園でお茶を用意しますので水筒は不要です。
- ★ 春休み期間中の休園日でも、保育園でお預かりする日を設けます。（希望者のみ）  
保育時間は8時30分～16時30分で、延長保育は、朝7時30分～8時30分、夕方16時30分～17時30分で行います。  
※春休み期間中も全員おかず入りのお弁当、水筒をご準備ください（未満児は園でお茶を用意するため水筒の準備は不要です）。

## 1 日の生活の流れ（保育短時間認定の場合）

時刻	日課	活動の内容
8:30 ～9:00	登園	登園し、元気よく朝のあいさつをします。 朝の視診を受けます。 家庭からの連絡などを伝えます。
	遊び	遊具や用具など、いろいろな物を使って友達とのふれあいを深めながら遊びます。
9:45	片づけ クラス保育	使った遊具や用具を決められた場所へ片づけます。 各クラスの設定保育を展開します。 ※未満児はおやつを食べます。
11:30	昼食	楽しく、好き嫌いなく、一定時間内に食べる習慣を身につけます。食後は片づけをし、歯みがきをします。
13:00	お昼寝	お話や音楽を聴き、静かに眠ります。
15:00	おやつ	楽しくおやつを食べます。
16:00	降園準備	お帰りの準備をします。
16:30	降園	安全に注意して降園します。

- ◎ 幼児の活動は、発達年齢や保育時間によって多少変わることがあります。
- ◎ 希望者は、延長保育（7:30～8:30、16:30～19:00）を行います。
- ◎ 土曜日は、希望保育のため上記の流れとは変わる場合があります。

## 保育園の生活に必要なもの

※すべての持ち物・衣類に、はっきり読み取れるようご記名ください。

### 通年で使うもの

- ★通園かばん（リュック等）…通園かばんにキーホルダー等が付いていると遊びにつながり、トラブルが発生します。何も付けないようにしましょう。
- ★上履き…ひとりで脱ぎ履きできる、お子さんの足にあった靴が望ましいです。
- ★歯みがき用具…歯ブラシとコップを布袋に入れ、毎日清潔にして持たせてください。（未満児については、連絡があるまでお待ちください。）
- ★お昼寝用布団（枕は不要です。）
  - ①敷布団の綿の厚みは長座布団程度とし、大きさはお子さんに合わせてご用意ください。（1年を通して厚みのあるものをお願いします。）
  - ②カバーは袋式のを掛け、縫いつけ式は避けてください。
  - ③掛敷布団とカバーには縦10cm×横30cmぐらい（A4サイズ半分ぐらい）の白い布を縫いつけ、大きく記名してください。
- ★絵本バック…絵本の貸し出しを毎日降園時に行ないます。基本の貸出し期間は4月～2月とします（3月は絵本の整理をします）。感染症等の状況等により変更となる場合には、玄関や掲示板への張り紙等でお知らせします。
- ★園庭用くつ（外遊び用くつ）…しろ組以上の園児については、登園用のくつとは別に、お部屋から園庭に出られるよう外履きをご用意ください。詳細は園だよりでお知らせします。

### <以上児（きいろ組・あか組・みどり組）のみ>

- ★アルミ製の弁当箱（米飯入り）、箸、箸箱を布袋に入れて持たせてください。  
※冬期間、弁当箱を保温するためアルミ製をご用意ください。（ゴムバンドは不要）
- ★着替え二組（肌着、パンツ、上着、ズボン、くつ下、ナイロン袋）と着替えを入れる布の袋

### <未満児（もも組・しろ組・ひよこ組）のみ>

- ★食事用タオルエプロン…フェイスタオル等のタオルを二つ折りにし、輪の方を縫い、ゴムを通した物をご用意ください。（市販のものでも可）
- ★着替え三組（肌着、パンツ、上着、ズボン、くつ下、ナイロン袋）と着替えを入れる布の袋  
※小さいもの・細かいものにも、それぞれ記名をお願いします。

### <オムツ使用児のみ>

- ★紙オムツ、おしりふき…オムツは袋ごとお持ちください。おしりふきのカバーは必要ありません。

- ★上記のほか、未使用のタオル、台拭き（未使用のタオルを4分の1に折りたたんで縫い合わせたもの）などの提出をお願いすることがあります。  
※布団カバーや着替えは、汚れたら持ち帰りますので、洗濯して持たせてください。  
※汚れた着替えを入れる袋は、ナイロン製のものを用意してください。

## 季節や園からの指示で用意していただくもの

- ★タオルケット…夏期にはお昼寝でタオルケットを使用します。6月ごろの園だよりでお知らせします。
- ★水着とバスタオル…7月に入るとプールや水遊びが始まります。水着と子ども用サイズのバスタオル、これらを入れるビニールの手提げ袋などご用意ください。水着の記名の方法など詳細は、時期になりましたら保育園からお知らせをします。
- ★防寒着…寒くなると、ジャンパー等防寒着を着用します。防寒着をフックにかけるため、首元付近にひもをつけてください。

### <以上児（きいろ組・あか組・みどり組）のみ>

- ★パジャマとパジャマ袋…以上児では、5月頃より着脱の練習も兼ねてお昼寝時にパジャマを使用します。担任から連絡がありましたらご用意ください。毎週金曜日に持ち帰りますので洗濯後月曜日に持たせてください。冬期は使用しません。
- ★ビーチサンダル…夏期は、以上児は上履きの代わりにビーチサンダルを使用します。保育園からの連絡がありましたらご用意ください。

※このほか活動に応じて必要なものがある場合、随時、保育園からお知らせすることがあります。

## 服装について

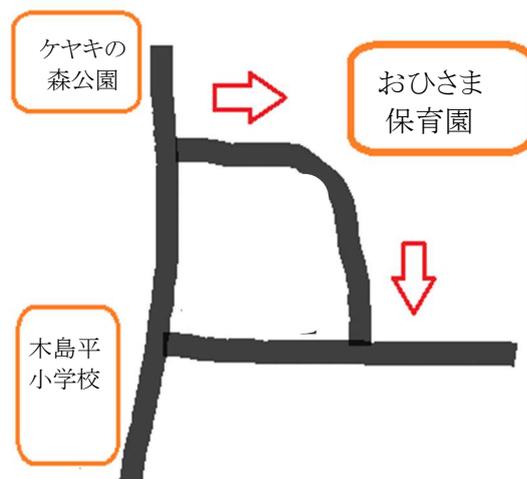
- ★左胸に名札を必ず付けて、子ども用の靴で登園しましょう。（名札は、クラスによっては保育園で保管します。）
- ★服装は自由ですが、活動しやすく、汚れてもいい服で登園しましょう。
- ★着脱の自立をはかるため、自分で着脱できる服装で登園しましょう。タイツ、後ろボタンの服、前ボタンのジーパン、オーバーオール等のご遠慮ください。
- ★以上児（きいろ組・あか組・みどり組）には、クラス帽子をお配りします。お散歩や園庭での外遊びでも使用しますので、帽子をかぶって登園してください。※帽子は年齢で色分けをしています。個人持ちとなり卒園まで使用しますので、大切に使用してください。子どもにも識別できるようアップリケをつけていただいても良いですが、目印程度に心がけてください。（活動に支障を来すような過度な装飾はご遠慮ください。）  
※帽子のゴムが伸びてきたら付け替えをお願いします。

## 連絡について

- ★園だより・給食だより・保健だよりを毎月発行します。原則としてコドモン（詳細は12ページ）での配信となります。紙媒体での配布を希望されるご家庭は、担任までお申し出ください。おたよりには、行事予定や献立、健康管理や保育の内容などについて記載しますので、必ずご覧ください。
- ★各種通知等については連絡袋に入れて配布するため、かばんの中は毎日確認してください。また、簡単なことは口頭や張り紙等で連絡することもあります。
- ★遅刻、欠席、早退などの連絡は、おやつや給食の準備もありますので午前9時00分までに、原則コドモンを通じてお知らせください。  
※お急ぎの場合は、お電話でも構いません。
- ★保育園に提出いただいた書類の内容（住所や勤務先など）が変わったときは、必ず保育園までお知らせください。
- ★その他、お気づきの点がありましたら、どんなことでも保育園へご連絡ください。

## 登降園について

- ★原則おうちの方でお願いします。普段と違う方がお見えになるときは必ず連絡してください。
- ★登降園時には、必ず保育士と連絡を取り合うようにしましょう。
- ★駐車場内は車の往来があり大変危険です。子どもから決して目を離さないでください。
- ★駐車場内は、十分な安全確認の上、徐行運転でお願いします
- ★園児の安全を考え、登降園時の車送り迎えの際は進路を右図のように**一方通行**にご協力ください。普段と違う方が送り迎えをされる場合も、一方通行にご協力いただくようお願いいたします。



なお、この一方通行は、保育園が送迎時の渋滞緩和と交通事故防止のために実施しているものです。道路交通法で決められたものではありませんのでご注意ください。

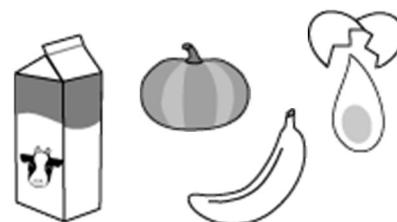
## 給食について

乳幼児期の食生活は、子どもの心身の発達、健康の保持増進に非常に大きな影響を与えます。保育園では発達に応じた栄養量を満たし、調理にあたっては衛生面、栄養上の特性、季節感、色彩等を考慮し、適温給食に努めています。また、家庭的な温かい雰囲気の中で保育士も一緒に食事をし、成長段階に応じて適切な援助と指導を行っています。

- ① 清潔のしつけ……………食事前の手洗いを習慣づけます。
- ② 食事のあいさつ……………感謝の心を育てます。
- ③ 楽しい食事……………みんなで楽しく食べるためのマナーを知ります。
- ④ よく噛んで食べる……………食物の味覚を高め、消化を助けることを知ります。
- ⑤ 好き嫌いをしない……………栄養のバランスの大切さを知り、なんでも食べます。
- ⑥ 準備・片づけ……………年齢に応じて、できる範囲の準備・片づけに参加します。

### ★ 未満児（0～2歳児）クラス

- ・完全給食ですので、お弁当（ご飯）はいりません。
- ・午前・午後におやつが1回ずつ出ます。



### ★ 以上児（3～5歳児）クラス

- ・おかず（副食）のみがでますので、弁当箱にご飯を入れて持参してください。ご飯の量は3歳児 100g、4～5歳児 110～120gをめやすにしてください。
- ・お箸、箸箱は毎日洗ったものを持たせてください。

年齢区分	エネルギー	備 考
1～2歳児	500kcal	完全給食+おやつ2回
3～5歳児	400 kcal	副食給食+おやつ1回

## 食物アレルギーについて

食物アレルギーのあるお子さんについては、個別の対応をしています。事前に医師による診断書や指示書などを提出していただく必要がありますので園長や看護師にご相談ください。

## 健康について

丈夫で健康な体に育つためには、ご家庭と保育園が連携し適切な生活リズムと環境を作ることが大切です。バランスの良いおいしい食事、質の高い睡眠・休息、満足な遊び、排泄などすべてがお子さんの成長・健康には欠かせません。特に、睡眠と朝食は快適な1日に大きく影響します。「早寝早起き朝ごはん」を心がけましょう。

- お子さんの健康状態を日頃から把握するため、毎朝の検温をお願いします。
- 保健カードの提出をお願いします。  
毎年4月にご提出いただき、卒園・退所時には廃棄します。
- 保育園では、内科検診、歯科検診を春と秋に1回ずつ行っています。



囑託医師	内科検診	豊川貴司医師（木島平村診療所）	82-2143
	歯科検診	芳川敦子医師（芳川歯科医院）	82-3995

## 病気について

体調がすぐれないお子さんにとって、他の健康なお子さんと一緒に生活・活動することは、体に大きな負担となり症状を悪化させるほか、他のお子さんへ病気をうつし、集団感染の原因になることもあります。具合が悪いときは、早めに休養をとって体調回復に努めましょう。特に乳児や、初めて集団生活に入るお子さんは、しばしば体調を崩すことがあります。体調悪化させ長引かせないために、早めの受診・手当をしましょう。

★こんな時は保育園をお休みして自宅で静養してください。

- 朝から平熱プラス1℃の発熱がある。
- 前日に38℃を超える発熱があった。解熱剤を使用している。
- 解熱後24時間を経過していない。
- 24時間以内に2回以上のおう吐や水様便がある。
- 食事や水分を摂るとおう吐や下痢がある。
- 顔色が悪く元気がない。朝食を食べない。
- 咳が続く。咳とともにおう吐がある。37.5℃を超える微熱をともなう咳がある。
- 時間とともに増える発疹。ガーゼで覆えないとびひがある。
- 感染性の病気にかかった。（9ページ感染症について参照）

★早めのお迎えをお願いするめやす

- 体温が高めで元気がない。
- 下痢やおう吐の回数が多いとき。
- お子さんの全身の状態をみて（顔つき、機嫌、元気さ、食欲、呼吸、咳など）  
家庭で休養した方が良いと判断したとき。

※保育中に体調が悪くなったときは早めにお知らせします。

発熱以外でも全身状態をみてご連絡することがあります。ご了承ください。

★病気の後の登園

体調が万全に回復してから登園してください。体調が回復しないうちの早めの登園は、病気をぶり返したり他の子どもへ病気をうつしたりする原因になります。

- 発熱があった場合、解熱後すぐの登園は控えてください。解熱後24時間が経過した後に、登園いただくようお願いしています。
- 登園する前日は、必ず入浴をして体や頭髮を清潔にして登園させてください。

## 感染症について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場であるため、感染症が拡がりやすく、様々な感染症が入れ替わり発生します。特に小さい子どもたちは、まだ免疫力・抵抗力が低いために感染しやすく重症化しやすい特徴があります。

保育園としても、子どもたちが安全で快適な生活が送れるように感染予防に努めていますが、ご家庭でもお子さんの体調管理・感染予防に留意いただき、体調がすぐれないときは登園を控え、早めに医療機関を受診してください。

下記の表①と②の感染症は、症状が重くなったり、合併症も心配な感染症です。診断が出た場合は、速やかに保育園へご連絡ください。なお、回復後の登園は、表の中の「登園のめやす」を参考にし、回復してから登園してください。

登園には「医師記入の意見書」または「医師の診断を受け保護者が記入する登園届」いずれかの提出をお願いします。

### ①医師が記入する意見書が必要な感染症 (用紙は巻末にあります。)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらいまで	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現の1～2日前から、かさぶた形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ、全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していることまたは適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

～【厚生労働省】保育所における感染症対策ガイドライン～

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症の感染しやすい期間は「—」と表記しています。

※感染症が発生した場合は、保育園玄関に掲示し、予防方法や対処法について「ほけんだより」でもお知らせします。ご活用ください。



②医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症（用紙は巻末にあります。）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが、かさぶた化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

③インフルエンザの診断があった場合

「保護者記入のインフルエンザ登園届」が必要（用紙は巻末にあります。）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること

※インフルエンザは非常に感染力が強く、重症化や合併症が心配される感染症のため、厚生労働省により出席停止期間が定められています。インフルエンザの診断があった際は、速やかに保育園へご連絡ください。

＜インフルエンザの登園のめやす＞

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症	解熱	1	2	3	*	登園可能			
発症	→	解熱	1	2	3	登園可能			
発症	→	→	解熱	1	2	3	登園可能		
発症	→	→	→	解熱	1	2	3	登園可能	
発症	→	→	→	→	解熱	1	2	3	登園可能

#### ④新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日より5類感染症に変わりました。それに伴いおひさま保育園では「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づいて、新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」を以下のとおりといたします。

#### ★新型コロナウイルス感染症の診断があった場合

「保護者記入の登園届(新型コロナウイルス感染症用)」が必要(用紙は巻末にあります。)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10日間(発症後3日間はウイルスの排出量が非常に多く感染力が強い)	「発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」(無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)

※5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、咳やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間(1日)が経過するまで様子を見てください。

※新型コロナウイルス感染症は非常に感染力が強く、厚生労働省により出席停止期間が定められています。診断があった際は、速やかに保育園へご連絡ください。

#### <新型コロナウイルス感染症の登園のめやす>

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症	症状軽快	1					登園可能		
発症		症状軽快	1				登園可能		
発症			症状軽快	1			登園可能		
発症				症状軽快	1		登園可能		
発症					症状軽快	1	登園可能		

#### ★家庭内で感染者が出た場合

- ・園児に症状がなければ登園できます。園児に少しでも症状がある時は、登園をお控えいただき受診をお願いします。また送迎する方は、感染者でない方をお願いします。
- ・ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族の看病はできるだけ限られた方で行うなどご注意ください。
- ・その上で、新型コロナウイルス感染症にかかった方の発症日を0日目として、特に5日間は園児や他の家族の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。

#### 保育要録の送付について

小学校との連携を図るため、進学予定前年度には、児童に関する健康状態や生活、保育園での様子をまとめた保育要録を小学校に送付しています。ご了承ください。

## ケガについて

子どもは成長の過程で活動量がどんどん増え、遊びもダイナミックになっていきます。大きなケガや事故を防ぐためにも、転んだり擦りむいたりしていく中で、遊び方やルール、身のこなしを学んでいきます。

安全な園生活を送れるよう努めていますが、万が一保育時間内等にケガをした場合に備え、日本スポーツ振興センター共済に加入しています。掛金は全額、村で負担します。

### ★給付内容

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が、5,000円以上の災害が給付の対象となります。【保険点数500点以上（1点：10円計算）が対象】健康保険法に基づく医療費の4/10（そのうち1/10は療養に伴って要する費用として加算される分）が給付されます。

### ★請求・給付手続き

請求にあたり、医療機関から医療費の証明として「医療の状況」を提出していただく必要があります。医療機関で「医療の状況」を記入いただき保育園に提出してください。治癒までに医療総額で5,000円以上の負担をされた場合は該当となりますので園長・担任にご相談ください。薬の処方をしてもらった場合も対象となります。「調剤報酬明細書」を調剤薬局で記入いただき保育園に提出してください。

### ★その他

この共済を請求したケガ等については、二重請求にならないよう村の福祉医療費は請求しないでください。窓口で、福祉医療費の受給者証は提示せず、保育園でのケガであることを伝えてください。

あくまで、保育園で発生した災害に対しての給付です。受診の際、他の疾病等について合わせて受診されると対象から外れてしまいますのでご注意ください。

## コドモン（保育ICTソフトウェア）について

保育園からのお知らせ及び登降園の連絡、並びに緊急時の情報伝達手段として『コドモン』（保育ICTソフトウェア）を導入・活用しています。

コドモンの閲覧・接続するための通信料は各ご家庭でご負担となりますので、ご承知おきください。（ソフト利用料は村負担）。

入園時に登録方法等に関する書類をお渡ししていますので、登録にご協力をお願いします。スマートフォンを機種変更した際など、ログインに関するIDやパスワードが改めて必要となった場合は、担任へお申し出ください。

## 非常災害等の連絡について

非常時にはコドモンにて緊急連絡を行いますので、速やかにお迎えをお願いします。

また、保育園では年に1回、緊急時にお子さんを保護者の方へ安全に引き渡すことができるよう引き渡し訓練を計画しています。

お子さんを保護者の皆様に正確にお引き渡しするために「引き渡しカード」をお配りしています。緊急時等引き渡しの際に必要となりますので、常に携帯していただき災害時等有事の際にお持ちくださいますようご協力をお願いします。

### ★保育時間中の避難場所（状況により変更になる場合があります。）

第1避難場所	おひさま保育園園庭	第2避難場所	木島平小学校
--------	-----------	--------	--------

## 個人情報取り扱い・使用の同意書について

年度当初（途中入所の児童は入所時）に、各ご家庭から個人情報の取り扱い及び使用の同意書をご提出いただきます。同意いただいた場合には個別に保護者の皆様から許可をいただくことはしませんが、同意されない場合には、園だより等での写真の使用等の場合にはその都度確認を取るよういたします。

## 子育てに関する相談について

村では保健師や家庭児童相談員などを中心にお子さんの成長に合わせて色々な相談に応じています。保育園では、作業療法士など専門家の協力を得て支援チームで保育園での子どもたちの様子や保育士の支援方法を定期的に検討しています。ご家庭での子育てについての疑問や相談がありましたら、園長を通じてご相談ください。

## 保育料について

### 1. 保育料の算定について

保育料の算定は保育料徴収金基準額表（14 ページ）を用い、4・9月に行います。（※1）具体的には、4月は主たる養育者の前年度の市町村民税額（以下、「住民税」）、9月は6月に確定する当該年度の住民税（※2）を基に算定します。（どの養育者の住民税を基とするかは次の項目を参照してください。）（※3）

- ※1 年度途中であっても、勤務先の変更に伴う保育必要量（標準時間/短時間）の変更等により、保育料が変更となる場合があります。
- ※2 村民税については「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」または、6月に送付される「村民税・県民税 税額決定・納税通知書」をご確認ください。
- ※3 世帯内の第3子等、保育料の軽減がされる要件に該当する場合、算定した保育料が軽減されます。

### 2. 保育料を決定する所得税額等の税額判定者について

- ①保育所入所児童の主たる養育者が父母の場合・・・父母の所得で判断
- ②保育所入所児童の主たる養育者が父のみの場合・・・父の所得で判断
- ③保育所入所児童の主たる養育者が母のみの場合・・・母の所得で判断
- ④保育所入所児童の主たる養育者が祖父母の場合・・・祖父母の所得で判断

### 3. 保育料の徴収・納付方法について

保育料は毎月徴収しますので、期限内に口座振替または現金納付で納めてください。納付が滞った場合、保育園の運営に大きな支障をきたしますので、必要な手続きをとらせていただく場合や、延長保育などの利用をお断りさせていただく場合がありますので、必ず期限内に納付してください。

#### ★口座振替を希望される方

保育園または役場にある口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、金融機関または役場へご提出ください。毎月25日に口座から振り替えますので、残高の確認をお願いします。（振替えができなかった場合は翌月10日に再度振り替えます。いずれも金融機関が休日の場合は翌営業日となります）再度口座振替を行っても振替えができなかったときは、その月分は現金での納付となります。

#### ★現金納付を希望される方

毎月10日頃に納入通知書をお送りしますので、納期限内に役場または金融機関で納付してください。なお、期限内に納付いただけなかった場合は、延滞金や督促手数料等が加算される場合があります。

#### 4. 保育料徴収金基準額表について

保育料徴収金基準額表は税額によって階層区分が14区分に、年齢によって2区分に分かれています。

令和7年度保育料徴収金基準額表

(単位：円)

階層区分	定 義		未満児の場合		以上児の場合	
			短時間	標準時間	短時間	標準時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0	0	0	0
第2-1	第1階層を除き当年度分の市町村民税非課税世帯	障害、母子世帯	0	0	0	0
第2-2		第2-1階層を除く世帯	0	0	0	0
第3-1	当年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税が均等割のみ課税されている世帯	障害、母子世帯	7,000	9,000	0	0
第3-2		第3-1階層を除く世帯	8,000	11,000	0	0
第4-1	当年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満の世帯 障害、母子世帯	9,000	12,000	0	0
第4-2		第4-1階層を除く世帯	10,000	14,000	0	0
第5-1	当年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 73,000円未満	15,000	19,000	0	0
第5-2		73,000円以上 97,000円未満	20,000	24,000	0	0
第6-1		97,000円以上 133,000円未満	25,000	29,000	0	0
第6-2		133,000円以上 169,000円未満	30,000	34,000	0	0
第7		169,000円以上 301,000円未満	35,000	39,000	0	0
第8		301,000円以上 397,000円未満	40,000	44,000	0	0
第9		397,000円以上	45,000	49,000	0	0

※村民税所得割額については、税額控除（調整控除、住宅の取得控除）前の額です。

※年齢は、入所する年度の4月1日の満年齢ですので、年度途中で3歳になっても保育料の額は変わりません。

#### 5. 保育料の軽減について

次のいずれかの要件に該当する場合、保育料が軽減（半額または全額免除）されます。

※複数の要件に該当する場合は、より大きい軽減額となります。

（例1…半額免除と全額免除の両方が該当する場合：全額免除となります。）

（例2…半額免除が2つの要件が該当する場合：半額免除となります。）

##### <同一世帯内の児童が2人以上同時入所している場合の徴収額>

軽 減 対 象 児 童	徴 収 額
年齢が1番上の児童	徴収基準額表に定める額
2番目の児童	徴収基準額表に定める額の半額

##### <所得要件等による徴収額>

同一世帯内における年齢が1番上の児童（第1子）、2番目の児童（第2子）、3番目（第3子）以降の児童について、次ページの軽減となる要件に当てはまる場合、保育料が軽減されます。（こちらの軽減の場合、同時入所の要件はありません。）

要件	第1子	第2子	第3子以降
市町村民税所得割額 57,700円 未満	徴収基準額表に 定める額の半額	全額免除	全額免除
市町村民税所得割額 57,700円 以上	徴収基準額表に 定める額	徴収基準額表に 定める額の半額	全額免除
市町村民税所得割額 77,100円 未満 かつ 母子・障害児世帯	徴収基準額表に 定める額の半額	全額免除	全額免除

## 6. 病欠・事故などで長期欠席の場合

この場合でも、保育園に在籍している期間中は保育料を納入いただきます。長期欠席される場合（可能性のある場合）は早めに園長へご相談ください。

## 7. その他

保育園には、入所基準に該当する場合にのみ入所となります。基準に該当しなくなった場合には退所いただくこととなります。

なお、定員に余裕がある場合には、私的契約児として継続して入所することは可能です。（その場合、村の保育料徴収金基準額表の年齢区分に応じた最高の保育料を負担していただくこととなります。）

## 特別保育

### 乳児保育

★対象年齢…生後6か月から1歳3か月未満の乳幼児

★保育料……未満児の額を徴収します。



### 延長保育

★実施時間…月曜日～土曜日の7時30分～8時30分、16時30分～19時  
※入園式、運動会、発表会、卒園式は、朝・夕の延長保育を実施しません。

★申込期限…①～③のいずれかまでに申込書をご提出ください。

①月単位の申込：前月20日まで ②土曜日午後の延長保育：前月20日まで

③1日単位：利用日の前日までに、申込書を提出してください。

※4月の利用申込書の提出については別途お知らせします。

★利用料

（単位：円）

利用区分	月単位		日単位	
	月～土曜日		月～土曜日	
	第2・3階層	その他	第2・3階層	その他
7:30～ 8:30	0	1,500	0	200
8:00～ 8:30	0	700	0	100
16:30～17:00	0	700	0	100
16:30～17:30	0	1,500	0	200
16:30～18:00	0	2,000	0	300
16:30～18:30	0	2,500	0	400
16:30～19:00	0	3,000	0	500
18:30～19:00	0	700	0	100

※月単位の申込みの方が時間内にお迎えに来られない場合、1回につき30分100円の超過料金をいただきます。

※8:00以前、18:30以降の申込みの場合には、園長が面談を行います。

### ★ その他

- ・継続児は4月9日（土）から、新入園児は4月16日（土）から利用できます。
- ・延長保育料は、保育料（13～15ページ）とは別に利用料がかかります。（延長保育料には軽減措置はありません。）
- ・納入通知書は、利用月の翌月上旬に保育園を通じてお渡ししますので、期限までに納めてください。また、口座振替もできますので、希望される方は園長までお尋ねください。（保育料とは別に口座振替の申請が必要となります。）

**緊急保育** 保育園に入園していないお子さんが対象となります。

- ★対象児童…保護者の疾病、看護、介護、出産、災害、事故、就労、冠婚葬祭等で緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる、保育所に入所していない乳幼児
- ★利用期間…1ヵ月12日まで利用できます。
- ★申込方法等…利用を希望される方は直接園長へお申込みください。
- ★利用料（8時間を超える場合は延長保育料金を加算します。）

区分	4時間以内	8時間以内
3歳未満児	1,300円	2,500円
3歳以上児	800円	1,500円

**リフレッシュ保育** 保育園に入園していないお子さんが対象となります。

- ★対象児童…保護者の育児に伴う心理的または肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童
- ★利用期間…1ヵ月4日まで利用できます。
- ★申込方法等…利用を希望される方は直接園長へ申込んでください。
- ★利用料…緊急保育と同様の扱いとなります。

### **病後児保育**

おひさま保育園では、ケガをしたり病気にかかったりした園児の「回復期」(※)において、やむを得ない事由で保護者が家庭での看護が困難な場合に、看護・保育のために園児を個別にお預かりします。

※「回復期」とは、医療機関における入院治療を必要としないが、安静の確保に配慮する必要があり集団生活が困難な状態を指します。

- ★利用対象者…おひさま保育園に入園している園児
- ★利用可能期間・時間（園長と面談のうえ決定）
  - ・月曜日～金曜日／8：30～16：30
  - ※土曜日の病後児保育は、行っておりません。
  - ・1回の申請（1事由）につき連続7開所日以内で利用できます。
  - ・ケガ（骨折等）については、期間の延長ができますのでご相談ください。
- ★利用方法
  - ①病後児保育を利用したい旨を保育園へお伝えいただき、申込用紙をお受け取りください。
  - ②利用日の前日までに医療機関を受診し、園指定の病後児保育依頼書（保護者記入）と診療情報提供書（医師記入）を保育園へ提出してください。
  - ③利用日当日は、正面玄関より登園、降園をしてください。

### ★病後児保育利用基準

病後児保育を利用できる園児は、『病気の回復期にあること』かつ、『37.5℃以上の発熱があった場合は、解熱後24時間が経過していること』、『次の1～4の条件』のいずれも満たすことが条件となります。

※感染症と診断された場合は、上記に加えて「登園のめやす」を満たす場合に、利用できます。

### <条件>

症 状	回 復 期 の 様 子
1 体温	37.5℃以上の発熱がみられない。
2 食欲	水分補給が可能であり、普段通りの食事がほぼとれる状態にある。
3 消化器症状	腹痛・おう吐がなく、下痢があっても回復傾向にある。
4 呼吸状態	遊んでいてもゼーゼーしない。咳は出るが、食事や睡眠に影響がほとんどない。

### ★お預かりできる具体例

例1) 風邪をひいて一昨日の夜38.0℃の高熱が出たが、今朝は37.5℃以下まで回復した。あと1～2日自宅で様子を見てあげたいけど、仕事を休めない。

例2) 喘息などの慢性疾患      例3) ケガ(骨折・外傷など)

### ★お預かりできない具体例

例1) 昨日37.5℃の発熱があり、今朝は37.9℃の発熱がある。この場合は回復期とは言えず、体調が悪化していると考えられるため、お預かりできません。

例2) 昨日38.7℃の発熱があり、解熱剤を使用し今朝37.0℃になった。この場合は、解熱剤で熱が下がったため回復したとは考えられないため、お預かりできません。

例3) 昨日から食事・水分が十分に摂れず、ぐったりしている。この場合は、症状が急変する可能性があるため、お預かりできません。

### ★その他

※かかりつけの医療機関に病後児保育の利用が可能と判断いただいた場合でも、症状が重症の場合など、園の判断でお断りすることもあります。

## 信州やまほいくの取り組みについて

おひさま保育園は、信州やまほいく(信州型自然保育)の認定を受け、自然の中で全身を使った楽しい遊びをたくさん行っています。様々な自然体験を通じて子どもたちの心が揺り動かされ、楽しみ、驚き等々の感情を日常的に経験することによって、子どもたちの豊かな感性を育み、自己肯定感を高めることができます。

※信州やまほいく(信州型自然保育)認定制度とは、信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育を行う施設を長野県が認定する制度です。

## ご意見・ご要望について

保育園を利用するにあたり、お気づきのことやご意見・ご要望などがありましたら遠慮なく職員へお伝えください。保護者の皆様の立場になって考え、ご意見やご要望にお応えできるよう、努力いたします。

・苦情受付担当者：苦情を受け付けます。

園長補佐 飯島 智美

・苦情解決責任者：話し合いにより苦情を解決します。

園長 近藤 明美

- ・第三者委員 苦情解決に向け、立ち会い、助言を行います。  
民生児童委員 本山 和子 丸山 千鶴
- ★ご意見・ご要望は電話、口頭、文書、投書、メールでお寄せください。
  - ① 投書箱は保育園の玄関に設置し、毎月10日に開封します。
  - ② 無記名のものについては、改善事項をお知らせできませんので、あらかじめご承知おきください。
  - ③ メールは教育委員会子育て支援係で開封し、保育園へ連絡します。
- ★教育委員会子育て支援係でもご意見・ご要望を受け付けています。  
子育て支援係 電話 82-3111(内線161)  
メールアドレス [kosodate@vill.kijimadaira.lg.jp](mailto:kosodate@vill.kijimadaira.lg.jp)

## 行事開催時の駐車場について

保育園では行事の開催に合わせ、保護者やご家族の皆様に来園のご案内をさせていただきます。その際、私有地への無断駐車や路上駐車によって村民の方々の農作業に支障をきたす事例が見受けられます。

保育園では、行事の開催に合わせケヤキの森公園・小学校北側駐車場を借用しています。多くの皆様に気持ち良くご参加いただくため、また交通事故等防止のためにも、無断駐車や路上駐車がないようご協力をお願いいたします。

特に降雪時は保育園周辺の駐車場も狭くなります。できるだけ多くの車が駐車できるよう、誘導員を配置する等の対策を講じますので、ご理解とご協力をお願いします。

